

貸金庫約定書 新旧対照表

改定後	現行
第1条(格納品の範囲) (1) 貸金庫には、つぎに掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券・株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準すると認められるもの (2)(略) (3)貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの 第2条(利用目的の確認) (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。 第3条(契約期間等)(略) 第4条(使用料)(略) 第5条(鍵の保管)(略) 第6条(使用印鑑および代理人の届出)(略) 第7条(貸金庫の開閉等)(略) 第8条(届出事項の変更等)(略) 第9条(印章、鍵の喪失時等の取扱い)(略) 第10条(印鑑照合等)(略) 第11条(損害の負担等)(略) 第12条(反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行は貸金庫の使用申込みをお断りするものとします。	第1条(格納品の範囲) (1)貸金庫には、つぎに掲げるものを格納することができます。 ① 通貨(削除) ② 公社債券・株券その他の有価証券 ③ 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ④ 貴金属、宝石その他の貴重品 ⑤ 前各号に掲げるものに準すると認められるもの (2)(略) (3) 新設 新設 第2条(契約期間等)(略) 第3条(使用料)(略) 第4条(鍵の保管)(略) 第5条(使用印鑑および代理人の届出)(略) 第6条(貸金庫の開閉等))(略) 第7条(届出事項の変更等)(略) 第8条(印章、鍵の喪失時等の取扱い)(略) 第9条(印鑑照合等)(略) 第10条(損害の負担等)(略) 第11条(反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行は貸金庫の使用申込みをお断りするものとします。

改定後	現行
第13条(解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫をただちに明け渡してください。 なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか、第8条に準じて取扱います。 (2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、または、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ④ 借主または代理人がこの約定に違反したとき ⑤ 借主について相続の開始があったとき ⑦ 借主主義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主主義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑩ マネー・ローンドリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンドリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき (3) (略) (4) 前2項または 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。 この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに お支払いください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。 (5)～(6) (略) 第14条(貸金庫の修繕、移転等) (略) 第15条(緊急措置) (略) 第16条(譲渡、転貸等の禁止) (略) 第17条(規定の変更) (略)	第12条(解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫をただちに明け渡してください。 なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか、第7条に準じて取扱います。 (2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、または、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ④ 借主または代理人がこの約定に違反したとき ⑤ 借主について相続の開始があったとき (3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。 この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに お支払いください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。 (5)～(6) (略) 第13条(貸金庫の修繕、移転等) (略) 第14条(緊急措置) (略) 第15条(譲渡、転貸等の禁止) (略) 第16条(規定の変更) (略)